

令和7年度鞍手町地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 募集の趣旨

この要領は、環境省が定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」（以下「環境省実施要領」という。）及び「鞍手町地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金交付要綱」（以下「本件要綱」という。）に基づき、当該補助金を交付するに当たって実施する公募型プロポーザル方式による候補者の選定（以下「本件プロポーザル」という。）に必要な手続きを定めるものとする。

第2 事業概要

1 名称

鞍手町地域脱炭素移行・再エネ推進事業（第三者所有モデル太陽光発電設備等導入事業）

2 内容

別紙「鞍手町地域脱炭素移行・再エネ推進事業（第三者所有モデル太陽光発電設備等導入事業）仕様書」のとおり。

ただし、環境省実施要領に記載の要件を満たしているものであること

3 対象施設

鞍手町立古月保育所

4 履行期間

契約締結日から令和8年2月20日まで

※電力供給開始をもって履行完了とする。

5 補助対象経費

環境省実施要領に記載の経費とする。

なお、当該事業費に係る消費税及び仕入控除税額を除く。

6 補助金額

上限額を11,553千円とし、太陽光発電設備は補助対象経費の2/3以内、蓄電池は補助対象経費の3/4以内の額とする。

第3 募集要項

1 選定方式

住民環境課（以下「事務局」という。）が参加資格審査を実施し、本要項に定める要件を満たす提案者をプロポーザル審査対象として選定する。また、プロポーザル審査として、「鞍手町地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金交付事業者選考委員会」

(以下「選考委員会」という。)において、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、本業務を実施する事業者となる候補者を選定する。

選考委員会の審査結果において、評価の最も高い提案者を候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者とする。

なお、提案者が1者の場合であっても、内容の審査を行い、選考の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が満点の5割に満たない場合には、受注候補者として認めないものとする。

2 スケジュール

項目	期日等
公告	令和7年5月20日(火)
質問受付期間	令和7年5月20日(火)～27日(火)
質問回答	令和7年5月29日(木)
現地確認受付期間	令和7年5月20日(火)～27日(火)
現地確認期間	令和7年5月21日(水)～30日(金)(※1)
資料貸与申込期間	令和7年5月20日(火)～29日(木)
貸与資料受け渡し期間	令和7年5月21日(水)～30日(金)
参加申込期間	令和7年5月20日(火)～6月3日(火)
参加資格審査	令和7年6月6日(金)
事業提案書の提出要請書の送付	令和7年6月9日(月)
事業提案書の受付期間	令和7年6月10日(火)～6月20日(金)
プレゼンテーション参加要請	令和7年6月24日(火)
プレゼンテーション審査日(予定日)	令和7年6月30日(月)(※2)
プレゼンテーション審査結果通知(予定)	令和7年7月4日(金)
契約協議及び契約締結	令和7年7月7日(月)以降

(注)各項目の受付期間においては、閉庁日を除く、各日8時30分から17時15分を受付時間とする。

※1 現地確認は、期間中、施設が受け入れ可能な日時に実施するものとする。

※2 応募状況に応じて、プレゼンテーション審査日を複数設ける場合がある。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基

づく破産手続開始の申立がなされていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 参加表明書提出時点において、鞍手町指名停止等措置要綱（平成26年鞍手町告示第89号）に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書提出から選定結果の通知の日までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた者は失格とする。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 当該補助金の補助対象事業の内容と同種の事業又は類似の事業の実績を有していること。
- (9) 福岡県内に本社、支社、営業所等を有する小売電気事業者であり、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (10) 本実施要領に定める現地確認を実施していること。

4 実施要領、資料類の配布

- (1) 配布期間 令和7年5月20日（火）から
- (2) 配布方法 鞍手町ホームページ内の本件プロポーザル関連ページにて配布
- (3) 配布資料 実施要領、仕様書及び各様式

5 貸与資料

次の資料を貸与するものとする。「第4 プロポーザルの手続き 3 対象施設の資料の貸与」の記載に従って貸与の申込をすること。

なお、貸与資料については、対象施設の直近の電力使用状況のわかる資料、1年間の電力使用量の30分値、構造計算関係書類、施設図面類を想定している。

第4 プロポーザルの手続き

1 応募にかかる質問事項

- (1) 受付期間
令和7年5月20日（火）から27日（火）17時15分まで

(2) 提出方法

事務局に電子メールにて「(様式1) 質問書」を提出すること。また、送信後、開庁時間内に電話で着信確認を行うこと。なお、電子メールの件名を「鞍手町地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金に係る質問」とすること。

(3) 提出先

鞍手町役場 住民環境課 環境係

住所 〒807-1392 鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地2

電話 0949-42-2114 (直通)

Mail kankyou@town.kurate.lg.jp 【要着信確認】

(4) 質問回答

質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和7年5月29日(木)に鞍手町ホームページ内の本件プロポーザルに係るページにて掲載する。

2 現地確認の申込

(1) 現地確認を許可する場所

鞍手町立古月保育所

(2) 受付期間

令和7年5月20日(火)から27日(火)17時15分まで

(3) 現地確認の実施期間

令和7年5月21日(水)から30日(金)まで

(注)上記期間中、保育所が受け入れ可能な日時に現地確認を実施する。

(4) 受付方法

事務局に電子メールにて「(様式2) 現地確認申込書」を提出すること。

(5) 現地確認の日時指定

申込書提出の翌日以降の日時を事務局が指定し、電子メールにて通知する。

(6) 現地確認に係る留意事項

- ・現地確認を許可する場所以外の撮影を禁止する。
- ・現地確認により知り得た情報は、本件プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- ・現地確認できる回数は1回とし、参加人数は5人までとする。
- ・現地確認時に質疑が生じた場合は、(様式1) 質問書を提出期限までに電子メールで事務局に提出すること。

3 対象施設の資料の貸与

本提案公募に参加を希望する者で、対象施設の資料データの貸与を希望する者は、以下の手続きにより、資料データを格納した記録媒体の貸与を受けることができるものとする。

なお、貸与された資料を適切に保管するとともに、貸与資料及びそれにより知り得た情報について、開示、発表、公開、利用、複写、漏えい及び本事業目的以外での使

用をしないこと。また、貸与資料の返却までに事業者内で活用した貸与資料は適切にデータ消去し廃棄すること。

(1) 貸与の申込について

ア 資料貸与申込期間

令和7年5月20日（火）から29日（木）17時15分まで

イ 資料貸与申込方法

貸与希望日（下記(2)の受け渡し期間内に限る。）の前日までに、メールにて貸与希望日を記載し担当課（kankyou@town.kurate.lg.jp）まで申込をすること。その際タイトルは、「【企業名】鞍手町地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金候補者公募に関する資料貸与の申込」とすること。

なお、資料の貸与は1事業者につき、1回限りとする。

(2) 貸与資料受け渡し期間

令和7年5月21日（水）から30日（金）17時15分まで

（注）貸与希望日の8時30分から17時15分までに事務局において記録媒体を受け取る。ただし、鞍手町役場本庁の閉庁日を除く。

(3) 資料の貸与期限について

資料の貸与は、「第4 プロポーザルの手続き、8プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法」により実施するプレゼンテーションの当日まで貸与可とする。

(4) 資料の返却について

持参又は送付（信書便）により記録媒体を事務局まで返却すること。ただし、持参の場合は、鞍手町役場の閉庁日を除く各日8時30分から17時15分までとし、送付の場合は上記(3)の期間内必着とし、必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いること。

4 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和7年5月20日（火）から6月3日（火）17時15分まで

(2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送等とする。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時15分までとする

（注）郵送、宅配便による提出の場合は期間内必着のこと。

(3) 提出場所

本要領「第4 プロポーザルの手続き、1 応募にかかる質問事項、(3)提出先」に同じ

(4) 提出書類

ア 様式等

- ① (様式3) 参加表明書
- ② (様式4-1) 暴力団排除に関する誓約書
- ③ (様式4-2) 役員名簿一覧
- ③ (様式5) 使用印鑑届出書
- ④ (様式6) 委任状
- ⑤ 直近の財務諸表の写し(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)
- ⑥ 納税証明書(国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び地方税)
- ⑦ 商業登記簿本(登記事項証明書)
- ⑧ (様式7) 事業者概要書
- ⑧ (様式8) 実績調書(本要項「第3 募集要項、3 参加要件、(8)」に示す要件を満たすことがわかる契約書等の写しを添付すること)
- ⑨ (様式9) 事業実施体制表

イ 提出部数

各1部

(5) 作成要領

ア 共通

提出する様式等の規格は、日本産業規格A列4番(以下「A4」という。)とする。

ただし、添付及び参考資料についてはこの限りでないが、A4以上の場合はA4サイズに折り込んで提出すること。

イ 様式3 参加表明書

代表者印を押印の上、提出すること。併せて、様式4～9及び納税証明書等の必要な書類を添付すること。

ウ 様式4 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿一覧

様式4-1に代表者印を押印の上、提出すること。併せて、様式4-2にて法人の役員名簿を作成し、様式4-1に添付すること。

エ 様式5 使用印鑑届出書から商業登記簿謄本(登記事項証明書)

鞍手町に対する令和6年度競争入札参加資格審査申請(電子申請のみは不可)が済んでいる場合は提出不要とする。

オ 様式6 委任状

委任状は、受任者を置かない場合には提出不要とする。

カ 様式8 実績調書

記載した実績に係る契約書の鑑の写しまたは同種業務に該当することが正確に確認できる資料等を添付すること。

5 参加資格審査

提出された参加表明書等による提出書類を基に資格審査を実施し、資格適合者には事業提案書提出要請書を発送する。

6 事業提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年6月10日（火）から6月20日（金）17時15分まで

(2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送等とする。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時15分までとする

（注）郵送、宅配便による提出の場合は期間内必着のこと。

(3) 提出場所

本要項「第4 プロポーザルの手続き、1 応募にかかる質問事項、(3)提出先」に同じ。

(4) 提出書類

ア 様式等

- ① （様式10）事業提案書
- ② 任意様式 事業提案
- ③ （様式11）事業費見積書
- ④ （様式12）電力販売契約単価見積書

イ 提出部数

- ① （様式10）事業提案書社名記名・押印有り 1部
- ② 任意様式 事業提案 9部
- ③ （様式11）事業費見積書 1部
- ④ （様式12）電力販売契約単価見積書 1部

(5) 作成要領

ア 共通

提出する様式等の規格はA4とする。ただし、任意様式 事業提案については、日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）も可とするが、提出の際はA4サイズに折り込むこと。

イ 様式10 事業提案書

代表者印を押印のうえ、提出すること。

ウ 任意様式 事業提案

- ① 事業提案には、本町の方針や計画内容を十分に理解した上で、別紙「第三者所有モデル太陽光発電設備導入事業仕様書」に基づき、本事業の目的に沿った提案を作成すること。
 - ・導入設備の内容（設備容量、自家消費率を含む）
 - ・余剰電力の脱炭素先行地域（北九州都市圏域18市町）内での活用方法
 - ・業務、工事実施行程及び体制（設備設置仕様）
 - ・風水害などの対策
 - ・その他提案事項

- ② A4縦片面又はA3横片面で作成（サイズ混在は認めない。）し、プレゼンテーションの持ち時間で説明可能な枚数内で簡潔にまとめること。なお、複数枚になる場合は、ページ番号を記載し、用紙左側をホッチキス2点留めで提出すること。
- ③ 文字の大きさは、原則10.5ポイント以上（図表中を除く）とすること。また、文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用することは認めるが、別添の参考資料は認めない。なお、基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。
- ④ 事業提案には、提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は用いないこと。
- ⑤ 事業提案書等の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

7 様式等の作成上の留意事項

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された提案内容と、提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア プレゼンテーション等の出席者は3名以内とし、本事業を主として担当する者を1名以上必ず参加させること。

イ プレゼンテーション等の日程（時刻）や場所等については、別途、メール及び書面で通知する。

ウ プレゼンテーション等は、提出された事業提案の内容に基づいて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。プレゼンテーションに必要な図表等の資料は、必ず任意様式 事業提案内に記載すること。

エ プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後に審査委員からのヒアリングを10分程度予定する。詳細は別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

オ プレゼンテーション 等に参加しない場合は、審査の対象としない。

(2) 審査方法及び結果の通知

提案内容とプレゼンテーション等の評価点を踏まえ、最も評価の高い提案者を受託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者として選定し、候補者として特定した旨の通知を行う。また、候補者とならなかったプレゼンテーション等の参加者にも、審査結果をメール及び書面で通知する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合は、受託候補者として認めないものとする。なお、この

審査の経過及び結果に対する問合せ並びに異議申し立てはできないものとする。

(3) 優先順位

評価合計点が最も高い提案者が複数いた場合は、次のとおり受託候補者を決定する。

ア 当該提案者の各選定委員の合計点数を比較し、最も高い点数を付けた選定委員が多い者

イ アで同数の場合、各選定委員の合計点数の最高点と最低点（各1名）を除いた総点数上位者

ウ 上記で決しない場合は、イ該当者間による抽選

(4) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合には、受託候補者として認めないものとする。

(5) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

ア 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

ウ その他、本要項に違反すると認められた場合

エ 選考委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(6) 評価方法

プロポーザル審査の評価項目及び評価基準、配点は11ページの別表「評価方法」とおりとする。なお、審査に当たっては、提案内容における提案者の名前を伏した上で、選考委員会が評価する。

第5 応募の手続き

1 電力供給等の契約、補助金の申請及び決定

(1) 受託候補者として選定された者と契約交渉を行ったうえで、受託候補者と契約手続きを行う。また、環境省実施要領及び本件要綱に基づき当該補助金の交付手続きを行うものとする。ただし、この者が、契約締結までの間に本要項「第4 プロポーザルの手続き、8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法、(5) 失格」に該当すると認める場合又は何らかの事故等により契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 最終的な事業内容及び金額については、予定事業者と本町の間で提案内容等を確認し、実際の事業について精査・調整のうえ、環境省実施要領及び本件要綱に基づき最終的な事業内容・金額を確定する。なお、提案された事項が全て反映されるとは限らず、提案内容及び見積書の提出をもって直ちに交付決定を行うものではない。

(3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したもの

とみなす。

2 その他

提出書類の取り扱いについて、提出された資料及びその複製は、本事業の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、鞍手町は、本件プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、鞍手町情報公開条例（平成 11 年鞍手町条例第 1 号）に基づき、参加表明書及び事業提案書等を公開することがある。なお、提出された書類は返却しない。

以上

別表「評価方法」

評価項目		評価の視点	配点
技術提案に関する事項	事業の理解	・事業の目的と業務内容(環境省実施要領等を含む)を十分に理解しているか。	5
	導入設備の内容	・導入する設備内容について、具体的に説明されているか。 ・仕様書に基づいた自家消費率が提案されているか。	5
	導入設備容量	・設置する太陽光発電設備のパネル容量に関して十分な容量が提案されているか。 得点= [配点] × (当該容量÷74kW) ※上限 10 点	10
		・設置する蓄電池容量に関して十分な容量が提案されているか。 得点= [配点] × (当該容量÷15kWh) ※上限 10 点	10
	余剰電力の活用に対する具体的提案	・余剰電力が脱炭素先行地域(北九州都市圏域)内で消費されるような仕組みになっているか。	10
	周辺環境への配慮	・周辺への影響について調査を実施し、十分配慮した設計・施工ができる提案となっているか。 ・台風や突風により飛散した設備破片による被害等への対応は妥当か。	5
実施体制	工事遂行	・業務を安定的に実施できる基本的な体制が整備されているか。 ・無理のない施工スケジュールとなっているか。	10
	業務遂行	・維持管理等の実施体制が整備されて、適切な保守点検計画を提出する提案となっているか。 ・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる体制が構築されているか。	10
施行・維持管理	品質管理の提案	・設備の設置、施工方法等に対し、優れた品質管理の提案があるか。	5
	保証、損害保険	・保証期間、保証内容、損害保険等は妥当か。	5
実績	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。	5
見積単価評価	見積単価の妥当性(電力販売契約単価)	・得点= [配点] × 最低見積単価÷当該見積単価	20
合計点			100

(注) 審査の評価点合計が満点の5割に満たない場合は受託候補者として認めない。